

改 正 案	現 行
<p>第七十三條の六 法第五十條の二第三項の經濟産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 直近の法第五十條の二第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期</p> <p>一の二 前号に規定する組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十條の二第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして經濟産業大臣が定めるものについては、使用前安全管理審査を受ける必要が生じた時期</p> <p>二 前各号に規定する組織以外の組織については、第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行う時期</p> <p>第七十三條の七 使用前安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式五十二の二使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十三條の二 法第五十二條第三項の經濟産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第七十三條の六 法第五十條の二第三項の經濟産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 直近の法第五十條の二第七項の通知（以下この号において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期</p> <p>二 前号に規定する組織以外の組織については、第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行う時期</p> <p>第七十三條の七 法第五十條の二第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式五十二の二使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十三條の二 法第五十二條第三項の經濟産業省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

二の二 前各号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十二条第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三（略）

第八十三条の三 前条に定める時期に行う溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

第九十四条の五 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において定期事業者検査（原子力発電所に係るものを除く。以下この号において同じ。）の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

一の二 前号に規定する組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、定期安全管理審査を受ける必要が生じた時期

二 前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査（原子力発電所に属する補助ボイラーに係るものを除く。）を行う時期

2

（略）

三（略）

第八十三条の三 前条に定める時期に行う法第五十二条第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

第九十四条の五 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知（以下この号において単に「通知」という。）において定期事業者検査（原子力発電所に係るものを除く。以下この号において同じ。）の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査（原子力発電所に属する補助ボイラーに係るものを除く。）を行う時期

2

（略）

第九十四条の六 定期安全管理審査であつて、機構又は登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 (略)

第九十四条の六 法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）であつて、機構又は登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 (略)

改 正 案

別表第四

一 原子力発電所に属する電気
工作物
（一）電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下単に「規則」という。）第八十三条の二第一号に規定する直近の法第五十二条第五項で準用する法第五十条の二第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に規則第八十三条の三第一号に掲げる方法により行うもの及び規則第八十三条の二第二の二号の時期に規則第八十三条の三第一号に掲げる方法により行うもの

1・2（略）

（二）規則第八十三条の二第一号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に規則第八十三条の三第二号に掲げる方法により行

現 行

別表第四

一 原子力発電所に属する電気
工作物
（一）電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下単に「規則」という。）第八十三条の二第一号に規定する直近の法第五十二条第五項で準用する法第五十条の二第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に規則第八十三条の三第一号に掲げる方法により行うもの

1・2（略）

（二）規則第八十三条の二第一号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に規則第八十三条の三第二号に掲げる方法により行

うもの及び規則第八十三條の二第二の二号の時期に規則第八十三條の三第二号に掲げる方法により行うもの

1・2 (略)

(三) (七) (略)

二 火力発電所及び燃料電池発電所に属する電気工作物

(一) 規則第八十三條の二第二号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に行うもの、規則第八十三條の二第二の二号の時期に行うもの及び規則第八十三條の二第三号の時期に行うもの(輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。

1 } 5 (略)

(二) (三) (略)

うもの

1・2 (略)

(三) (七) (略)

二 火力発電所及び燃料電池発電所に属する電気工作物

(一) 規則第八十三條の二第二号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に行うもの及び規則第八十三條の二第三号の時期に行うもの(輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。

1 } 5 (略)

(二) (三) (略)